



三重県公報

令和7年4月11日 (金)

第 607 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
288	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
289	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	3
290	土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除	(大気・水環境課)	3
291	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治山林道課)	4
292	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	4
293	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
選 管 告 示			
14	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	5
15	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出の一部を改正する告示	(同)	6
16	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	7
17	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動及び指定の取消しの届出	(同)	7
18	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	7
19	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	8
海 調 委 告 示			
3	公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について	(海区漁業調整委員会)	8
公 安 委 告 示			
9	警備員指導教育責任者講習の実施	(公安委員会)	8
公 告			
	令和7年度狩猟免許試験の実施	(獣害対策課)	11
	令和7年度狩猟免許更新講習会及び適性検査の実施	(同)	12
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	14
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	14
	同件	(同)	14
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	14
正 誤			
	令和6年5月10日付け三重県公報第513号	(道路管理課)	15

告 示

三重県告示第 288 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和7年4月11日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470303922	ゴールドエイジ 末広営業所	三重県鈴鹿市末広東5-1	ゴールドエイジ株式会社	令和7年 4月1日	訪問介護
2470303930	ゴールドエイジ 白子営業所	三重県鈴鹿市中江島町18-3	ゴールドエイジ株式会社	令和7年 4月1日	訪問介護
2470506821	訪問介護事業所てあみ	三重県津市雲出本郷町1236番地4	一般社団法人てあみ	令和7年 4月1日	訪問介護
2470506839	訪問介護徳人	三重県津市白塚町4608-12 メゾンエバンジェルB107号室	合同会社徳人	令和7年 4月1日	訪問介護
2470704400	ヘルパーステーションみらい	三重県松阪市大黒田町405番地4	合同会社FUTURE	令和7年 4月1日	訪問介護
2471301644	イヤシス	三重県名張市つつじが丘南6番町125	株式会社寿公	令和7年 4月1日	訪問介護
2472701446	訪問介護 未来予想図製作所・多気営業所	三重県多気郡多気町東池上138-7 2階	株式会社未来予想図製作所	令和7年 4月1日	訪問介護
2460190412	訪問看護リハビリステーションはなみち	三重県桑名市大字桑部字中貝戸589番1	株式会社ハナミチ	令和7年 4月1日	訪問看護
2460290717	訪問看護ステーションむぎわら家	三重県四日市市松寺1丁目5番29号	東電工業株式会社	令和7年 4月1日	訪問看護
2460290725	訪問看護ステーション ベル・ティアラ	三重県四日市市九の城町4-23	株式会社ティアラ	令和7年 4月1日	訪問看護
2460390392	訪問看護ステーション デューン鈴鹿	三重県鈴鹿市神戸1丁目22番35号第4不二ビル102号室	株式会社N・フィールド	令和7年 4月1日	訪問看護
2460390400	よきかな訪問看護ステーション	三重県鈴鹿市庄野東1丁目7-21 リンデン小林105号室	株式会社善哉	令和7年 4月1日	訪問看護
2460390418	訪問看護ステーションたきび	三重県鈴鹿市西条1丁目18-3 第一コーポ優伽里102	株式会社clear	令和7年 4月1日	訪問看護
2460590603	m u k u 訪問看護ステーション	三重県津市寿町12-19	アライブ株式会社	令和7年 4月1日	訪問看護
2461390151	訪問看護ステーションびいす	三重県名張市夏見4番町1番地	社会福祉法人名張育成会	令和7年 4月1日	訪問看護
2461390169	訪問看護ステーションスマイル	三重県名張市青蓮寺1359	株式会社エムアール	令和7年 4月1日	訪問看護
2470506813	レッツ倶楽部 津南	三重県津市雲出長常町1103-4 エイトマンション1F	株式会社三重平安閣	令和7年 4月1日	通所介護
2470803129	デイサービス虹	三重県伊勢市小俣町湯田1616番地1	株式会社縁	令和7年 4月1日	通所介護
2470206570	福祉サポートとまと	三重県四日市市笹川1丁目182番地1	JAYACARE株式会社	令和7年 4月1日	福祉用具貸与
2470206570	福祉サポートとまと	三重県四日市市笹川1	JAYACARE株式	令和7年	特定福祉

		丁目 182 番地 1	会社	4 月 1 日	用具販売
2470704418	福祉用具レンタル 株式会社アルバ	三重県松阪市下村町 869 番地 54	株式会社アルバ	令和 7 年 4 月 1 日	福祉用具貸与
2470704418	福祉用具レンタル 株式会社アルバ	三重県松阪市下村町 869 番地 54	株式会社アルバ	令和 7 年 4 月 1 日	特定福祉用具販売
2471400941	ショートステイ あおい	三重県いなべ市大安町 南金井字石佛東 2608-1	株式会社キタイセ	令和 7 年 4 月 1 日	短期入所生活介護

三重県告示第 289 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ ス の 種 類
2460190412	訪問看護リハビリステーションはなみち	三重県桑名市大字桑部 字中貝戸 589 番 1	株式会社ハナミチ	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
2460290717	訪問看護ステーションむぎわら家	三重県四日市市松寺 1 丁目 5 番 29 号	東電工業株式会社	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
2460290725	訪問看護ステーション ベル・ティアラ	三重県四日市市九の城 町 4-23	株式会社ティアラ	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
2460390392	訪問看護ステーション デューン鈴鹿	三重県鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号第 4 不二ビル 102 号室	株式会社 N・フィールド	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
2460390400	よきかな訪問看護ステーション	三重県鈴鹿市庄野東 1 丁目 7-21 リンデン小林 105 号室	株式会社善哉	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
2460390418	訪問看護ステーションたきび	三重県鈴鹿市西条 1 丁目 18-3 第一コーポ優伽里 102	株式会社 clear	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
2460590603	m u k u 訪問看護ステーション	三重県津市寿町 12-19	アライブ株式会社	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
2461390151	訪問看護ステーションびいす	三重県名張市夏見 4 番町 1 番地	社会福祉法人名張育成会	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
2461390169	訪問看護ステーションスマイル	三重県名張市青蓮寺 1359	株式会社エムアール	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防訪問看護
2470206570	福祉サポートとまと	三重県四日市市笹川 1 丁目 182 番地 1	JAYACARE 株式会社	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2470206570	福祉サポートとまと	三重県四日市市笹川 1 丁目 182 番地 1	JAYACARE 株式会社	令和 7 年 4 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
2470704418	福祉用具レンタル 株式会社アルバ	三重県松阪市下村町 869 番地 54	株式会社アルバ	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2470704418	福祉用具レンタル 株式会社アルバ	三重県松阪市下村町 869 番地 54	株式会社アルバ	令和 7 年 4 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
2471400941	ショートステイ あおい	三重県いなべ市大安町 南金井字石佛東 2608-1	株式会社キタイセ	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 290 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示し

ます。

令和7年4月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
令和6年三重県告示第886号により指定した区域（三重県伊勢市竹ヶ鼻町字潮満100番地の一部）
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

三重県告示第291号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定ですので、同法第33条の3において準用する第30条の2第1項の規定により告示します。

令和7年4月11日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鈴鹿市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び鈴鹿市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和7年4月11日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高奈上三瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町長ケ字下出11番1地先内	旧	17.5~28.6	12.0
	新	17.5~32.9	12.0

三重県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和7年4月11日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

一般国道 306号	三重郡菰野町大字田光字市場垣内 2105 番 1 地先から 三重郡菰野町大字田光字市場垣内 2106 番 2 地先まで	令和7年4月16日
県道 永井保々停車場線	三重郡菰野町大字永井字野田 3883 番地先から 三重郡菰野町大字永井字野田 3880 番地先まで	令和7年4月16日
県道 松阪一志線	松阪市大阿坂町字大坪 1053 番 3 地先から 松阪市大阿坂町字大坪 1055 番 3 地先まで	令和7年4月11日
県道 伊勢大宮線	度会郡大紀町野原字上道 2945 番 1 地先から 度会郡大紀町野原字毛谷 3947 番地先まで	令和7年4月11日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示 14 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団 体の名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる 公職の 事務所 種 類 の所在 (第 1 地 号)	1 以上の市 区町村の区 域等を単位 として設け られた支部	届 出 年 月 日	備考
立憲民 主党三 重県参 議院選 挙区第 1 総支 部	小 島 智 子	出 口 正 人	津 市 桜 橋 三 丁 目 446-43	参 議 院 ○	令 和 7 年 2 月 25 日	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
三重県介護障害福祉事業者政治連盟	中 村 弥 生	小 串 拓 由	四日市市沖の島町 3-13	令 和 7 年 1 月 28 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県 郵政政治連盟支部	奥 山 宗 司	主たる 事務所 の所在 地	伊 勢 市 上 野 町 1355	名 張 市 西 原 町 2257	令 和 7 年 2 月 15 日	政党
		代表者	奥 山 宗 司	橋 本 克 也		
		会計責 任者	水 谷 秀 哉	奥 山 宗 司		
立憲民主党三重県	下 野 幸 助	代表者	下 野 幸 助	中 川 正 春	令 和 7 年	

総支部連合会						3月1日
伊勢地区医師連盟	山 川 伸 隆	代表者	山 川 伸 隆	橋 上 裕		令和6年
		会計責任者	西 山 敦	寺 田 晃		6月26日
田中淳一後援会	横 田 憲 治	代表者	横 田 憲 治	青 山 弘 忠		令和7年
						1月1日
政治連盟三重隊友 絆の会	矢 田 正 美	主たる 事務所	津市柳山津興 1488-20	津市一志町井関 193		令和7年
		の所在 地				2月1日
		会計責任者	奥 村 佳 明	山 崎 正 行		
寺本ゆみ後援会	寺 本 拓 真	代表者	寺 本 拓 真	寺 本 雄 治		令和6年
						11月1日
中野ゆう子後援会	矢田崎 賢 一	主たる 事務所	津市船頭町津興 3391	津市乙部 69		令和7年
		の所在 地				3月1日
藤原きよふみ後援 会	藤 原 靖 幸	代表者	藤 原 靖 幸	石 原 貞 夫		令和7年
						2月1日
三重県日本共産党 後援会	山 口 謙 治	主たる 事務所	津市船頭町津興 3391	津市桜橋一丁目 609		令和6年
		の所在 地				5月22日
百上まな後援会	武 田 美 津	代表者	武 田 美 津	北 田 保		令和6年
						5月16日
山本てつや後援会	小 田 徳 彦	主たる 事務所	鳥羽市鳥羽3丁 目9-10	鳥羽市屋内町 3-18		令和7年
		の所在 地				2月11日
		代表者	小 田 徳 彦	山 本 国 義		
		会計責任者	井 上 雄 一 朗	山 本 慶 子		

三重県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出について、訂正の届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定により、政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出（令和3年三重県選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のとおり改正し、公表します。

令和7年4月11日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
1	(略)						1	(略)					
2	届出事項の異動						2	届出事項の異動					
政 治 代 表 者 異 動	新	旧	異 動 年	備 考	政 治 代 表 者 異 動	新	旧	異 動 年	備 考				
団 体 の 氏 名 事 項			月 日		団 体 の 氏 名 事 項			月 日					
の 名					の 名								
称					称								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				

政治連盟三重隊友の会	矢田 正美	主たる事務所所在地	津市一志町井関193-2	松阪市嬉野中川町	令和3年3月1日	代表者	矢田 正美	一色 啓二	(略) (略) (略) (略)
政治連盟三重隊友の会	矢田 正美	主たる事務所所在地	津市一志町井関193-2	松阪市嬉野中川町	令和3年3月1日	代表者	矢田 正美	一色 啓二	(略) (略) (略) (略)

三重県選挙管理委員会告示第 16 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
日本維新の会衆議院三重県第 3 選挙区支部	伊藤 昌志	令和 6 年 12 月 31 日	政党
奥川直人後援会	奥川 直人	令和 6 年 12 月 27 日	
奥野英介後援会	奥野 尚史	令和 6 年 12 月 31 日	
加藤昌行後援会	西野 安行	令和 6 年 11 月 19 日	
萱間修後援会	萱間 修	令和 6 年 12 月 30 日	
北まもる後援会	久保 和正	令和 7 年 2 月 5 日	
小坂なおちか後援会	川森 惇介	令和 7 年 2 月 28 日	
千賀ゆう子後援会	堀 義和	令和 6 年 12 月 28 日	

三重県選挙管理委員会告示第 17 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 資金管理団体の異動	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
	稲森 稔尚	稲森としなお後援会	公職の種類	市長	県議会議員	令和 6 年 11 月 21 日
2 資金管理団体の指定の取消し	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日			
	萱間 修	萱間修後援会	令和 6 年 12 月 30 日			

三重県選挙管理委員会告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 7 年三重県選挙管理委員会告示第 4 号は、廃止します。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

50分の1の数 28,789

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 279,927

三重県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示します。

令和7年三重県選挙管理委員会告示第5号は、廃止します。

令和7年4月11日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

選挙区名	3分の1の数
津市	73,628
四日市市	83,850
伊勢市・鳥羽市	38,576
松阪市	43,027
桑名市・桑名郡	39,023
鈴鹿市	52,529
名張市	20,975
東紀州	18,149
亀山市	13,010
いなべ市・員弁郡	18,891
志摩市	13,045
伊賀市	22,820
三重郡	18,084
多気郡	12,487
度会郡	11,713

海調委告示**三重海区漁業調整委員会告示第3号**

三重海区漁業調整委員会公文書管理規程（令和2年三重海区漁業調整委員会告示第4号）の規定によりその例によることとされた三重県公文書管理規程（令和2年三重県訓令第6号）第49条第2項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第3項の規定により公示します。

令和7年4月11日

三重海区漁業調整委員会会長 矢田和夫

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所

三重県総務部文書・情報公開課

公安委告示**三重県公安委員会告示第9号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」といいます。）第2条の規定により告示します。

令和7年4月11日

三重県公安委員会委員長 志田 幸雄

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」といいます。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」といいます。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」といいます。）

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	講習時間	受講定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和7年12月5日（金）から同月17日（水）までのうち、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる休日及び火曜日（以下「休日等」といいます。）を除く7日間	午前9時から午後5時まで（追加取得講習の初日は午後1時から）	計 40人
	追加取得講習	令和7年12月11日（木）から同月17日（水）までの休日等を除く4日間		
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和7年6月4日（水）、同月9日（月）、同月11日（水）、同月12日（木）、同月13日（金）、同月16日（月）の6日間	午前9時から午後5時まで（追加取得講習の初日は午後1時から）	計 40人
	追加取得講習	令和7年6月12日（木）から同月16日（月）までのうち休日等を除く3日間		
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和7年8月18日（月）から同月27日（水）までのうち休日等を除く6日間	午前9時から午後5時まで（追加取得講習の初日は午後1時から）	計 40人
	追加取得講習	令和7年8月22日（金）から同月27日（水）までのうち休日等を除く3日間		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6
津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込時において、次のいずれかに該当する者としてします。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」といいます。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限ります。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講対象者は、受講申込時において、当該警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとします。

4 受講申込手続等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1通提出してください。

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真（申込書提出の日 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの）を貼付したもの）

イ 3 の受講対象者に該当することを疎明する書面

(ア) 3(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」といいます。）及び履歴書

(イ) 3(1)イに該当する者

3(1)イに掲げる合格証明書の写し

(ウ) 3(1)ウに該当する者

3(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3(1)エに該当する者

3(1)エに掲げる 1 級の検定に係る合格証の写し

(オ) 3(1)オに該当する者

3(1)オに掲げる 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(カ) 3(2)に該当する者

現に交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し及び(ア)から(オ)までのいずれかの書面

(2) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受講申込書の受付期間

警備業務の区分	受付期間
施設警備業務	令和 7 年 11 月 4 日（火）から同月 7 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
雑踏・交通誘導警備業務	令和 7 年 5 月 13 日（火）から同月 16 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
貴重品運搬警備業務	令和 7 年 7 月 15 日（火）から同月 18 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課（郵送及び電話による受付は行っておりません。）

5 講習手数料

警備業務の区分	講習の区分	講習手数料
施設警備業務	新規取得講習	47,000 円
	追加取得講習	23,000 円
雑踏・交通誘導警備業務	新規取得講習	38,000 円
	追加取得講習	14,000 円
貴重品運搬警備業務	新規取得講習	38,000 円
	追加取得講習	14,000 円

講習手数料は、受講申込書の提出時に三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の講習手数料は還付しません。

6 講習初日の受付時間

(1) 新規取得講習

午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。

(2) 追加取得講習

午後 0 時 45 分から午後 1 時までとします。

7 講習業務の委託

講習は、三重県津市島崎町 275 番地所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

(2) 受講時に筆記用具を持参してください。

- (3) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 41 条の規定により、令和 7 年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 狩猟免許試験を行う日時、場所、試験種目及び申請書の受付期限

実施日時	会場	試験種目	申請書の受付期限	定員
令和 7 年 7 月 8 日（火） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 15 分から	三重県津庁舎 津市桜橋 3 丁目 446-34	網猟 わな猟 第 1 種銃猟 第 2 種銃猟	令和 7 年 6 月 27 日（金）の 17 時まで	110 名程度
令和 7 年 8 月 2 日（土） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 15 分から	三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町 530		令和 7 年 7 月 23 日（水）の 17 時まで	100 名程度
令和 7 年 8 月 31 日（日） 9 時 50 分～17 時 受付は 9 時 15 分から	三重県農業大学校 松阪市嬉野川北町 530		令和 7 年 8 月 21 日（木）の 17 時まで	100 名程度

2 免許試験を受けることができる者

三重県内に住所を有する者で法第 40 条各号のいずれにも該当しないものとします。

3 受験手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書

イ 受験票

必要事項を記入し、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0 c m、横の長さ 2.4 c m の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 枚を貼り付けてください。写真データの貼付も可です。この場合、写真裏面への記載は不要です。

ウ 医師の診断書等

法第 40 条第 2 号から第 4 号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

エ 住民票抄本（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、必要ありません。）

(2) 受験手数料

受験しようとする狩猟免許 1 種類につき、5,200 円分（現に狩猟免許を受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、3,900 円分）の三重県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識

(2) 適性試験

視力、聴力及び運動能力

(3) 技能試験（(1)及び(2)の合格者に対して行います。）

猟具の取扱い、鳥獣の判別及び距離の目測（網猟免許及びわな猟免許受験者は、距離の目測を除きます。）

5 試験科目の一部免除

狩猟免許を現に受けている者で更に異なる種類の狩猟免許を受けようとするものは、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除します。

6 合格者の発表

技能試験終了後、5日以内に合格者の受験番号を県庁掲示板及び三重県庁ホームページに掲示するとともに、掲示後速やかに受験者に合否等を郵送で通知します。

7 その他

- (1) 狩猟免許申請書及び受験票の用紙は、各農林（水産）事務所で交付するものを使用してください。
- (2) その他狩猟免許試験の詳細については、各農林（水産）事務所又は三重県農林水産部獣害対策課へ問い合わせてください。
- (3) 試験当日は、筆記用具を持参するとともに、運動のできる服装で来てください（三重県農業大学校校舎内は土足禁止です。スリッパ又は上履きをご持参ください。）。
- (4) 災害等の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただきます場合があります。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、令和7年度狩猟免許更新講習会及び適性検査を次のとおり実施します。

令和7年4月11日

三重県知事 一見勝之

1 日時、対象者、場所及び申請書の受付期限

開催年月日 及び受付時間	主たる対象者 (居住する住所地)	会場	申請書受付期限
令和7年6月12日(木) 受付12時30分～13時	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 木曽岬町、東員町、菰野町、 朝日町、川越町	いなべ市役所 シビックコ ア棟 2階研修室2、3、4 いなべ市北勢町阿下喜31番 地	令和7年6月2日(月)の17 時まで
令和7年6月24日(火) 受付8時30分～9時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町、 南伊勢町	県伊勢庁舎 4階大会議室 伊勢市勢田町628番地2	令和7年6月13日(金)の 17時まで
令和7年7月1日(火) 受付12時30分～13時	津市	県津庁舎 6階大会議室 津市桜橋3丁目446-34	令和7年6月20日(金)の 17時まで
令和7年7月3日(木) 受付8時30分～9時	伊賀市、名張市	県伊賀庁舎 7階大会議室 伊賀市四十九町2802	令和7年6月23日(月)の 17時まで
令和7年7月5日(土) 受付12時30分～13時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町、 南伊勢町	県伊勢庁舎 4階大会議室 伊勢市勢田町628番地2	令和7年6月25日(水)の 17時まで
令和7年7月6日(日) 受付12時30分～13時	熊野市、御浜町、紀宝町	県熊野庁舎 5階大会議室 熊野市井戸町371	令和7年6月26日(木)の 17時まで
令和7年7月12日(土) 受付9時～9時30分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 木曽岬町、東員町、菰野町、 朝日町、川越町	県鈴鹿庁舎 4階第46会議室 鈴鹿市西条5丁目117	令和7年7月2日(水)の17 時まで
令和7年7月13日(日) 受付8時30分～9時	松阪市、多気町、 明和町、大台町	県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町138	令和7年7月3日(木)の17 時まで
令和7年7月17日(木) 受付12時30分～13時	津市	津市白山公民館 農民研修所 津市白山町川口897	令和7年7月7日(月)の17 時まで
令和7年7月18日(金) 受付8時30分～9時	尾鷲市、紀北町	県尾鷲庁舎 5階大会議室(八鬼山ルーム) 尾鷲市坂場西町1-1	令和7年7月8日(火)の17 時まで
令和7年7月19日(土) 受付8時30分～9時	伊賀市、名張市	県伊賀庁舎 7階大会議室	令和7年7月9日(水)の17 時まで

		伊賀市四十九町 2802	
令和7年7月29日(火) 受付12時30分～13時	熊野市、御浜町、紀宝町	御浜町役場 3階くろしおホール 御浜町阿田和 6120-1	令和7年7月18日(金)の 17時まで
令和7年8月7日(木) 受付12時30分～13時	伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、大紀町、 南伊勢町	県伊勢庁舎 4階大会議室 伊勢市勢田町 628 番地 2	令和7年7月28日(月)の 17時まで
令和7年8月19日(火) 受付9時～9時30分	四日市市、桑名市、鈴鹿市、 亀山市、いなべ市、 木曾岬町、東員町、菰野町、 朝日町、川越町	県四日市庁舎 6階大会議室 四日市市新正 4-21-5	令和7年8月8日(金)の17 時まで
令和7年8月27日(水) 受付12時30分～13時	津市	県津庁舎 6階大会議室 津市桜橋3丁目 446-34	令和7年8月15日(金)の 17時まで
令和7年9月3日(水) 受付8時30分～9時	松阪市、多気町、 明和町、大台町	県松阪庁舎 6階大会議室 松阪市高町 138	令和7年8月22日(金)の 17時まで

原則上表の日程で受検してください。やむを得ずどの日程でも受検できない場合、下記の日時で更新講習会及び適性検査を実施しますので、申請先の農林（水産）事務所にご相談ください。

令和7年9月14日(日) 受付12時30分～13時	県全域	県津庁舎 6階大会議室 津市桜橋3丁目 446-34	令和7年9月12日(金)の 15時まで
------------------------------	-----	----------------------------------	------------------------

2 受講及び受検対象者

令和7年9月14日まで有効の狩猟免許を持っている者（令和4年度に狩猟免許を受けた者又は更新した者）で、狩猟免許の更新を受けようとするものとします。ただし、種類及び有効期間が満了する日の異なる2以上の狩猟免許を受けている者が当該狩猟免許の更新を受けようとする場合にあっては、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が満了した日の翌日において当該有効期間が満了した狩猟免許及び当該有効期間が満了した狩猟免許以外の種類の狩猟免許を更新することができます。

3 受講及び受検の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

必要事項を記入し、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚を貼り付けてください。写真データの貼付も可です。この場合、写真裏面への記載は不要です。

ウ 医師の診断書等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までの規定に該当するかどうかについての医師の診断書を提出してください。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による銃砲所持許可を現に受けている者にあっては、当該許可証の写しを診断書の代わりとして提出することを可能とします。

(2) 受講及び受検手数料

更新しようとする狩猟免許1件につき、2,900円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。

(3) 受付場所

住所地を所管する各農林（水産）事務所で受け付けますので、(1)の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

4 講習科目及び適性検査の内容

(1) 講習科目

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別、鳥獣の保護管理及び猟具の取扱い

(2) 適性検査

視力、聴力及び運動能力の検査

5 その他留意事項

災害等の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただきます場合があります。開催日時の変更又

は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 4 月 14 日から同年 10 月 22 日まで
- 3 作業地域
三重郡菰野町大字菰野

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 19 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業地域
桑名市の一部及び桑名郡木曾岬町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県熊野農林事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び路線測量）
- 2 作業地域
南牟婁郡御浜町大字志原

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
員弁郡東員町大字山田

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 14 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 11 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量、4 級基準点測量及び用地測量）
- 2 作業地域
亀山市椿世町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次

のとおり完了しました。

令和7年4月11日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 3月28日	亀山市野村町字中山 1612-1 ほか3筆	愛知県大府市梶田町 1-171 大和機工株式会社 代表取締役 小森谷 尚久
令和7年 3月28日	三重郡菰野町大字千草字北垣内 4097-1	三重郡菰野町大字潤田 826-1 J a p i t o 103 川北 拳也 三重郡菰野町大字潤田 826-1 J a p i t o 103 川北 玲奈
令和7年 3月31日	多気郡明和町大字竹川字南裏 182-1 ほか8筆ほか	多気郡明和町大字竹川 576-1 池田建設株式会社 代表取締役 早津 真由子
令和7年 4月2日	桑名郡木曾岬町大字中和泉 311 ほか3筆	石川県白山市松本町 2512 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
令和7年 4月2日	員弁郡東員町大字北大社字山皇垣内 1292 ほか2筆	鈴鹿市算所町 1280 小林 祐丸
令和7年 4月2日	員弁郡東員町大字山田字野畑 3895-1	桑名市多度町下野代 482 株式会社K I Z U K I 代表取締役 前野 泰広

正 誤

令和6年5月10日付け三重県公報第513号に登載しました、道路の区域変更及びその関係図面の縦覧の告示中
ページ 行
6 上から 11、12 及び 13

誤

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町野原字毛谷 2945 番2地先から 度会郡大紀町野原字毛谷 3947 番地先まで	旧	5.9~8.5	72.0
	新	7.7~11.9	72.0

正

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町野原字上道 2945 番1地先から 度会郡大紀町野原字毛谷 3947 番地先まで	旧	5.9~8.5	72.0
	新	7.7~11.9	72.0

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>